

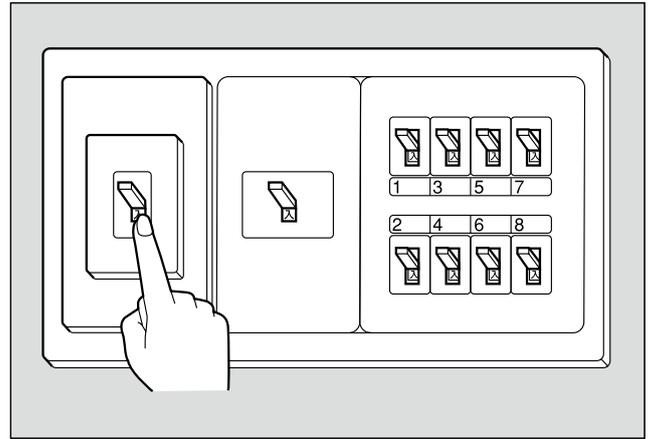
1. 入居にあたって

1. 電気

中部電力各営業所
(連絡先一覧表参照)

■入居時に

- あらかじめご入居者様ご本人にて電力会社に使用開始手続きを行ったうえで、ご入居時に分電盤（ブレーカー）のスイッチを全て「入」にしてください。



- 住宅の契約アンペアは基本的には**30A**です。これ以上のアンペアに変更も可能ですが、ご退去の際には元にもどしていただきます。また、建物全体の容量が決まっていますので、希望の容量にできない場合もあります。

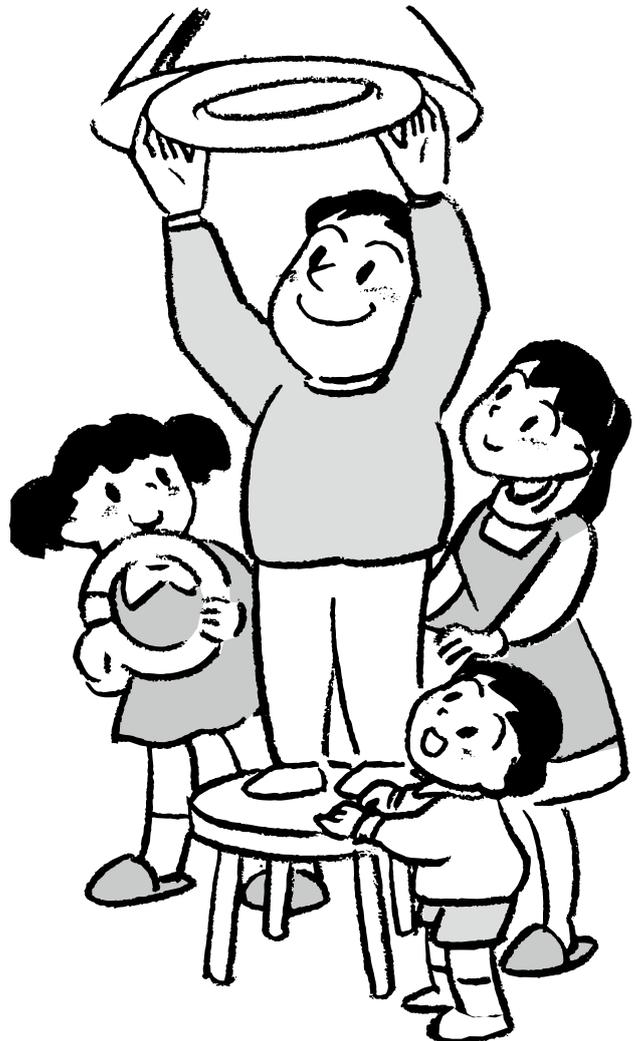
アンペア変更をされる方は、最寄の中部電力に連絡し、工事をしていただきますが必ず事前にご連絡のうえ、18ページの変更届（その2）をご提出ください。

■照明器具

- DK・居間などのお部屋には照明器具はついていません。
引っ掛けシーリングになっていますので、それに合う照明器具をご用意ください。
- 照明器具は**1基600W以内**で、かつ重量が**3kg以内のもの**をご使用ください。

■事故防止のための注意事項

- タコ足配線は危険です。
絶対にしないでください。
- 洗濯機、冷蔵庫、電子レンジなど、アース線がついている器具は必ずアース線をアース端子に接続してください。
- コンセントは**1ヶ所（2口は合計で）1,500W**を越して使用しないでください。過熱して発火する危険があります。

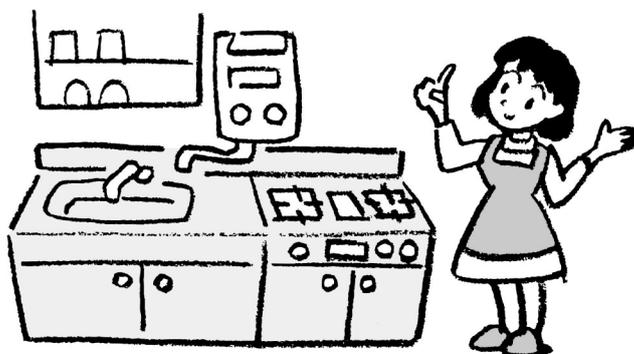


2. ガス

都市ガス・LPガス
(連絡先一覧表参照)

■入居時に

- ガスの開栓は建物に供給しているガス会社へ連絡していただく必要があります。この際、都市ガス・LPガスにかかわらず必ず入居者様ご本人の立会いが必要です。その場合、ご使用になるガス器具の点検及びご使用方法などをガス会社のサービス員がご説明いたしますので必ず日時調整のうえお立会いください。
- ガスの種類についてはご契約の際ご案内申し上げます。
- 連絡当日の立会いは受け付けてもらえませんので、数日前にあらかじめ依頼しておきましょう。



3. 水道

水道事業者
(連絡先一覧表参照)

■入居時に

- 水道の開栓手続きについては、入居前に入居者様ご本人が直接お申込ください。
(役所により申込書が必要な場合があります。)
- 最初に水をご使用する前は、配管内のゴミ・サビを除去するため、蛇口を全開にして数分間水を流し続けることをおすすめします。

4. 電話

電話会社
(NTTの場合局番なしの116番)

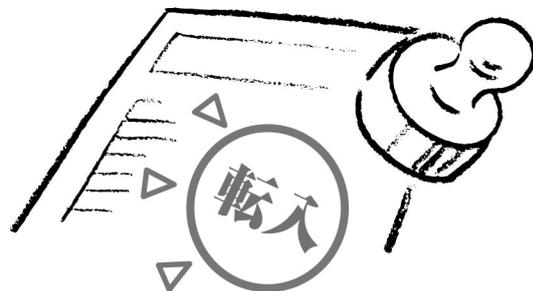
■入居時に

- 入居者様で最寄の電話会社へお申込ください。
(転居時に「移転手続き」を行われている場合はすぐに使用できます。)

5. 転居手続

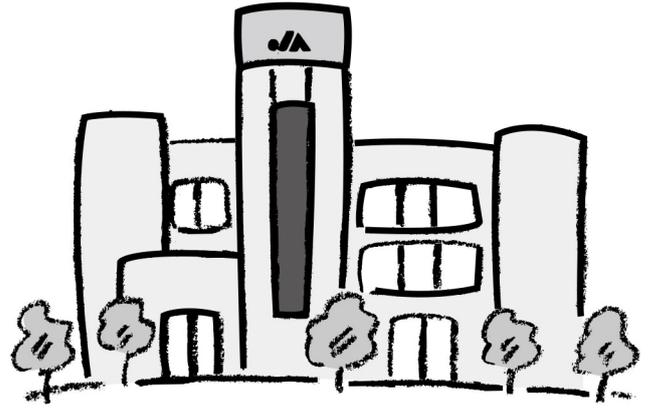
市区町村役場
(連絡先一覧表参照)

- 移転前の市区町村役場に転出届を提出後、移転先の市区町村役場にて住民登録の手続きをお願いいたします。
- あわせて小中学校への転入学についても手続しましょう。
- 郵便物が確実に届くよう集合ポスト及び玄関ドア横に名札を掲示してください。



6. 賃料等の支払方法

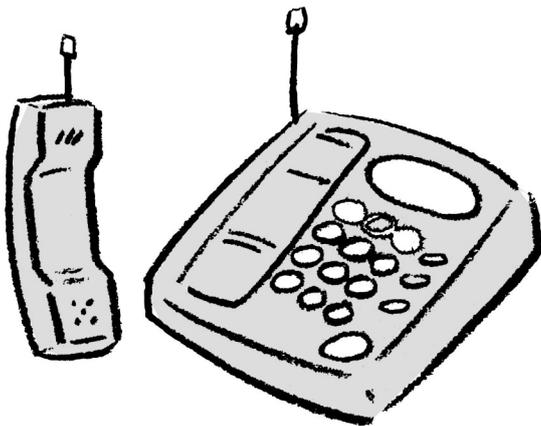
- 賃料等のお支払は、契約時にお申し込みいただいた金融機関の預金口座からの口座振替となります。毎月27日の振替（金融機関が休業日の場合は翌営業日）となりますので、前日までにご入金しておいてください。
- 万一賃料等のお支払手続きが間に合わない場合及び振替に失敗した場合などにはコンビニ収納でお支払いただけます。
- 法人契約等に限って借主からの振込送金が可能ですが、この場合の振込手数料は借主負担となります。



7. 設備不具合などの連絡は

- 平日の夜間や休日など管理受託者の営業時間外であっても、1年365日入居者様からの緊急連絡をお受けいたします。また、緊急性の高い設備不具合・故障については時間に関らず緊急出動し、その処理にあたります。

入居者様に起因するトラブルについては、緊急出動費を含めた修理費用が入居者様の負担となります。



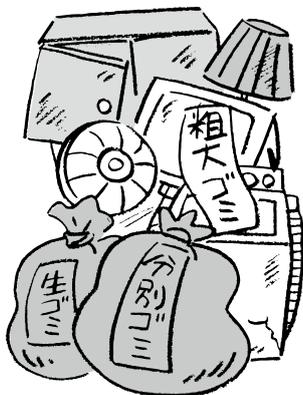
緊急連絡先

お部屋に貼ってある連絡先シールの番号

II. 入居中の心得

1. 皆様へのお願い

■ゴミ搬出ルール



- 家庭用ゴミは、決められた日時に、決められた場所へ、決められた方法によりお出してください。決して自分勝手な処理をしないでください。
 - 可燃ゴミ、不燃ゴミ、粗大ゴミ、資源ゴミなど曜日によって出す日、出す場所が決められています。
 - 家電リサイクル法が施行され、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などは粗大ゴミとして出せません。
 - 資源有効利用促進法により、使用済パソコン（液晶モニター含）も粗大ゴミとして出すことができません。
- 一人の不注意のために、景観上または、安全衛生上皆様の迷惑となります。一人一人がゴミ出しのルールを守り、住みよい住宅にしましょう。
 - ゴミ出しの場所・曜日が不明な場合は最寄の市区町村役場にご確認ください。（24ページ参照）ホームページでも見る事が出来ます。

■町内会（自治会）の加入

- ご入居される賃貸住宅の皆様も、その地域の住民で構成された町内会（自治会）の一員となります。町内会主催の各種行事や災害時の援助なども町内会の協力で行なわれますので、町内会費（自治会費）の支払や町内会へのご協力などは是非お願いします。

●ご近所へのあいさつ

一般的には引っ越してきたらすぐに両隣と階下（階上）の3～4軒程度あいさつにまわるのが望ましいスタイルです。



■損害賠償保険

- 入居者の皆様が自己の不注意で万一、火災、爆発、漏水、物を落下させて他人に被害を与えた場合など、その損害を賠償しなければなりません。
- JAの賃貸住宅にご入居の皆様には、損害賠償保険にご加入いただくことを必須条件としております。
- ご契約時に仲介した募集会社にお問い合わせください。また、保険期間が満了する前には必ず更新手続きをお願いします。

2. 賃貸住宅での生活上のルールとマナー

■騒音

- 賃貸住宅では上下階・両隣間での騒音問題が多発しています。
- 賃貸住宅では、トイレ・浴室の水の流れる音やドアの開閉音などがある程度聞こえることは避けられません。「生活音」としてご理解願います。
- しかし、深夜・早朝の洗濯や掃除、テレビの音、お子様が走り回ったり飛び跳ねる音は「騒音」となります。
- 特に苦情の多い事項は
 - お子様が大声を上げたり、走り回ったり、飛び跳ねて階下に響く。
 - 時間を考えずにテレビ・オーディオを大音量で聞く。
 - ピアノの音
 - 早朝・深夜の洗濯・入浴。
 - 室内建具・玄関ドアの開閉音。

騒音によるトラブルは、管理受託者では対応しかねる問題であり、最終的には当事者間での話し合いによる解決となります。

日頃から、まわりへの気配りを大切にいただき、ご近所の方とのコミュニケーションをはかっていただくことが大切です。

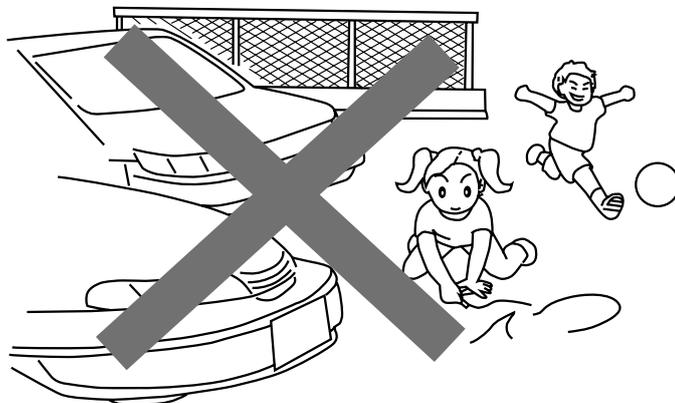


■ 駐車場・駐輪場の利用

- 以下のような迷惑駐車はやめましょう！
 - 敷地余地部（駐車区画以外の場所）への無断駐車。
 - 他の入居者が契約している区画への無断駐車。
 - 空き室用の区画への無断駐車。
- 来訪者の自動車駐車場所

アパート・マンション内に来客用の駐車スペースはありません。
お近くのパーキングなどをご利用ください。
- 危険ですのでお子様が駐車場で遊ばないようにしてください。駐車車両にキズが付くなど思わぬトラブルに発展することがあります。
- 駐輪場内には危険ですので自動二輪は止めないでください。自動二輪は所有者の責任で敷地外に駐輪場を確保していただきます。
- 自転車は他の入居者の迷惑にならぬようキチンと整理し、施錠のうえ駐輪するようお互いに注意しましょう。

ご退去の際には、お持込になった自転車等は必ず撤去していただきますようお願いいたします。



■ 共用部の利用

- 階段・廊下などの共用部は皆様の安全と利益のために設計されていますので、私物などは絶対置かないようにしてください。
- 階段・廊下などは万一の場合の避難用通路になります。皆様に安全確保に心がけましょう。

■ 専用庭の清掃・除草

- 契約した部屋に専用庭が付いている場合、庭の清掃・除草などは入居者様にて実施をお願いします。
- 雑草が繁茂すると、花粉の飛散、害虫の発生などにより、他の入居者様の迷惑となりますので、是非綺麗にしておいてください。

3. 各種届出

18ページ参照

- ◆ 次のような場合は事前に管理受託者にご連絡いただき、承諾を得てください。（事由により、ご希望にそえない場合があります。）
- やむをえず親族や他人を同居させる場合。
- 契約者が死亡したり離婚した場合で、同居する親族が引続き入居する場合。
- 同居する家族に転居・死亡などがあつた場合。
- 賃貸借契約の内容に変更があつた場合。
- 30日以上世帯員全員が居住しない場合。

上記変更の手続きについては、契約書とご印鑑（実印）
その他書類が必要になる場合があります。



- 設備・備品などを変更する場合。

4. 禁止事項

- ◆ 次の事項は禁止事項とします。お守りいただけない場合は、契約違反として住宅を明渡ししていただくこともあります。
- この賃貸住宅は「住宅」としてご利用いただくものです。事務所や倉庫・塾など「住宅」以外の目的に使用したり、玄関先などへの看板の表示も違反となります。
- 小鳥や観賞魚を除く動物飼育はできません。（一時預かりも含みます。）
- 危険物を室内に持ち込んではいけません。
- 通路・階段・階段下、廊下などに私物を置いてはいけません。
- 火の元には十分注意し、失火など他に迷惑をかけてはいけません。なお、失火類焼による入居者様の損害は貸主及び管理会社に請求することはできません。また他の入居者様の損害を賠償しなければなりません。
- 特に不衛生なことや、騒音・悪臭など他人に迷惑となることをしてはいけません。
- ベランダや専用庭などに物置や工作物を設置してはいけません。
- 有線設備やアンテナなどを無断で設置してはいけません。
- 壁や柱に落書きしたり、むやみに釘・ネジなどを打ってはいけません。



5. 賃料など延滞

- 賃料などは必ず毎月27日までに、振替される口座へご入金しておいてください。
- 賃料の口座振替ができなかった場合
 - ・ オリコフォレントインシュア保証は、コンビニ収納葉書を送付しますので、コンビニで入金してください。なお、コンビニ取扱手数料がかかります。
 - ・ オリエントコーポレーション保証は、翌月12日に再振替がかかります。
- 延滞督促が3回目以後は住宅明渡し請求などの手続きを開始します。
- 賃料などの支払を遅延したときは、遅延した額100円につき1日4銭の割合による延滞損害金をお支払いいただきます。



6. 入居中の修繕

■家主の修繕範囲

- 建物の構造上主要となる部分と給排水施設（消耗品を除く）・電気施設（照明器具を除く）・共用部施設は家主にて修理します。ただし、入居者様の不注意で修理が必要となった場合は、入居者様の負担となります。

■入居者様の修繕範囲（賃貸借契約書に記載）

- ご入居中、入居者様に起因する下記事項は入居者様負担での修理となります。
 - タタミ表替え・タタミ床
 - フスマ、アミ戸、ガラス（熱割れを除く）
 - 水栓パッキン、備付照明の管球などの消耗品。
 - 壁・天井クロス、床材及び下地。
 - ハウスクリーニング及び専用庭清掃・除草。
 - その他貸主が別途定める小修理に属する事項。
 - 上記以外で入居者様が汚損・破損・滅失させたもの。



お部屋の鍵の管理

お部屋の鍵は入居者様の責任で大切に管理・保管をお願いします。入居者様が鍵を紛失された場合、入居者様の安全とプライバシー保護の観点から管理会社および建物所有者による鍵の開錠を行っていませんので、ご注意ください。

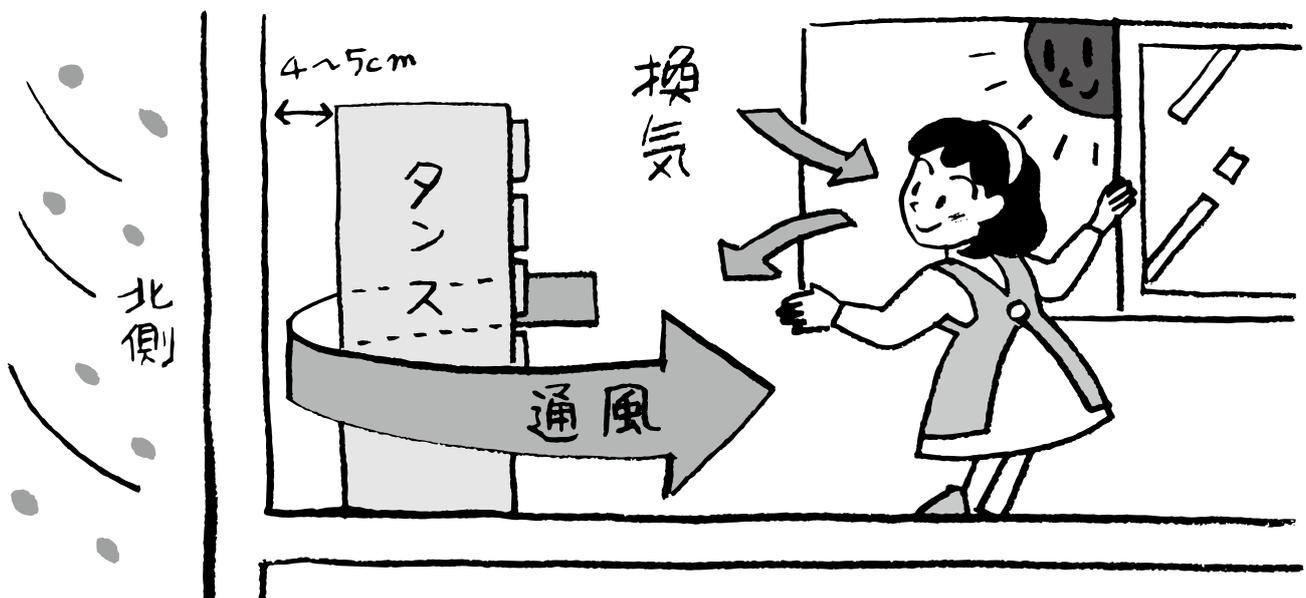
III. 建物使用上のご注意

1. カビ

- 気密性の高い建物では、部屋の温度や湿気が外に逃げにくくなります。

梅雨の時期や結露の発生しやすい冬場には押入れや家具の裏側、浴室、洗面所、下駄箱などに「カビ」が発生しやすくなります。

「カビ」の予防のためには換気を心がけ、室内の除湿に努めていただく事が重要です。各部屋の窓や押入れの戸を開け、換気を十分行ってください。また、家具を置かれるときは、壁から4~5cm空けて置いてください。押入れにスノコを置いたり、除湿シートを貼ることも効果的です。



2. 結露

- ◆たとえば、冷たい水を入れたコップの表面が水滴でくもる現象があります。これが「結露」で、建物のガラスや壁面にも同様の現象が発生します。新築物件ではとくに気密性が高いため、湿度が高くなり結露が生じやすくなります。「結露」はカビの発生やシミ及び押入れの湿気過多の原因になります。

- 窓についた結露水はこまめに拭きとってください。
- 寒い冬ほど換気が必要です。1日に2~3回窓を開けて空気の入換えをしましょう。
- 家具と壁の間を4~5cm開け、風の通り道を作ってください。
- 押入れは、湿気がこもり易く空気の循環が悪いので、こまめに扉の開閉を繰り返してください。
- サッシについているエアブレス（換気用小窓）や換気扉などは常時開けておきましょう。
- 水蒸気は結露の大敵です。石油ストーブ、加湿器、室内の洗濯物、観葉植物、熱帯魚水槽などは水蒸気の発生源となりますので、エアコンのドライ運転や加湿器の湿度を下げたり、観葉植物を減らすなどの工夫をしてください。
- ガラス窓の近くに暖房器具を置かないでください。ガラスがヒビ割れする原因となります。

3. 換 気

- ◆カビや結露の防止には換気・通風が必要ですが、カビや結露に限らず快適で健康的な生活をお過ごしいただくためにも室内換気に努め、新鮮な空気を取り入れることが大切です。
- ◆建築基準法の改正に該当する建物では、換気扇を常時連続運転しなければならないとされています。浴室とトイレの換気扇スイッチに「24時間換気」と表示してある建物は次の点にご注意してください。
- 浴室とトイレの換気扇を停止しないでください。
- 吸気口には埃や虫の侵入を防ぐためフィルターが付いています。フィルターはこまめに清掃してください。
- 換気口のシャッターは常時開けておいてください。

4. 凍 結

- ◆厳冬期には、水道管が凍結して、断水したり、水道管が破裂することがあります。これを防止するために、夜寝る前に少量の水を流しっ放しにして水道管の凍結を防止してください。（水量は1分間に200cc程度）
- ◆冬季に長期不在される場合、室内の主ブレーカーを落さないでください。給湯器が凍結する可能性があります。

入居者様が必要な措置を行わないで、凍結による水道管や設備の破損が発生した場合は、入居者様の負担で修理していただく場合がありますのでご注意ください。

5. ペット飼育

- ◆ペット飼育可物件を除き、ペットの飼育はできません。万一、ペットを飼育されますと契約解除の要件に該当し、住宅の明渡しをお願いすることになります。また、近隣の方とのトラブルが発生した場合は、飼育者が全責任を負うことになります。
- ペットを飼育されていた場合の原状回復費用は全額飼育者負担となりますのでご注意ください。時として非常に高額となる場合があります。
- 野良犬、野良猫などに餌を与えることは絶対お止めください。
- ペットを一時的に預かる事は、たとえ短期間であっても絶対お止めください。



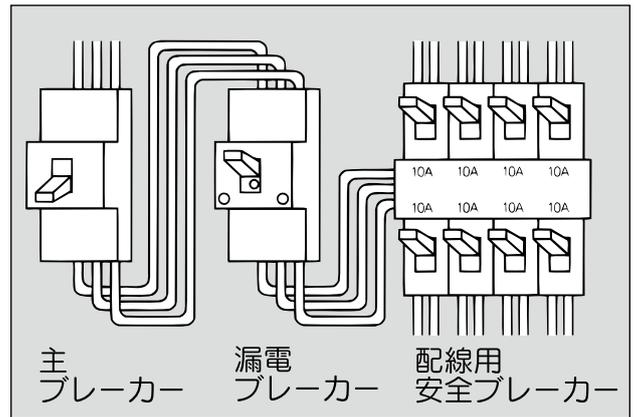
6. ベランダ・廊下

- ◆ベランダや廊下に私物を置かないでください。ベランダ・廊下は緊急時の避難用通路となります。
- ◆ベランダは構造上完全防水となっていないので、水を撒くと階下に漏水することがあり、階下の方に迷惑となります。また、排水口はこまめに掃除をしてください。

IV. 故障かな？ と思う前に

1. ブレーカーがすぐ落ちる

- ◆ブレーカーが落ちるのは、いくつかの電気製品を同時使用したときなどの電力容量オーバーによるものです。
- 主ブレーカーが落ちる場合。
全体の電力を使いすぎです。
契約電力容量を上げる場合は、最寄の中部電力までご相談ください。
(変更届の提出と、退去時の復旧をお忘れなく)
- 漏電ブレーカーが落ちる場合。
回路が漏電している恐れがあります。中部電力にご連絡してください。
- 配線用安全ブレーカーが落ちた場合。
落ちた回路の電力を使い過ぎです。電気製品の同時使用をやめましょう。また、電気製品の電源コードの破損による漏電も考えられますので、ご確認ください。



2. テレビ映りが悪い。

- ◆近年、場所により電波が不安定になり、受信状況が悪化することがあります。改善作業はいたしますが、完全に良好な状態に復旧できないことがあります。
- テレビ用端子がきちんと接続されていますか。
- 近隣者も同じ状況ですか。
- 全チャンネル砂嵐状態ですか。⇒共用ブレーカーが落ちている可能性が高いです。共用電気ボックス内のブレーカーを復旧してみてください。

3. お風呂・洗濯機の排水が流れにくい。

- ◆排水口の詰まりか排水管の詰まりが原因です。排水口（排水トラップ含む）は糸くず、毛髪、洗剤カスなどで閉塞しますので、こまめに掃除してください。
- ◆排水口を掃除しても流れない場合は管理受託者までご連絡ください。

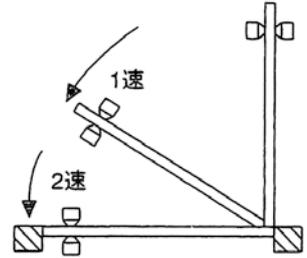
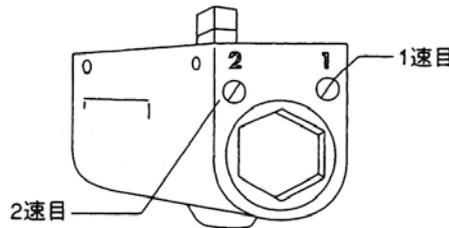
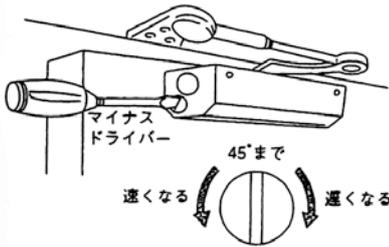
入居者様に起因する場合は、入居者様負担での作業となります。

故障かな？
と思う前に

ブレーカー・テレビ・お風呂・洗濯機

4. 玄関ドアの締まりが悪い。

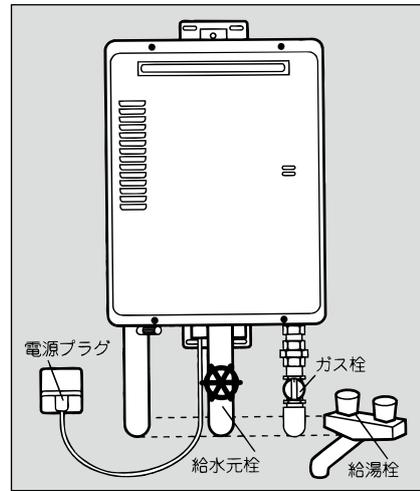
◆玄関ドアは、通常付属のドアクローザーを調整することにより、閉鎖速度を加減することができます。また、防火戸は常時閉まるようになっています。大きな荷物を入れる場合、蝶番側に物をはさんで閉じないようにすると蝶番がゆがみ、ドアの開閉にガタつきが生じますので、物をはさむのはやめましょう。



5. 給湯器のお湯が出ない。

◆お湯が出ない場合は、次の点を確認し改善されない場合は管理受託者にご連絡ください。

- リモコンにエラーナンバーが出ているか。
- 使用時に給湯器本体から大きな音がしているか。
- 給湯器本体排気口上部が黒ずんでいるか。
- 給湯器本体から水漏れはないか。

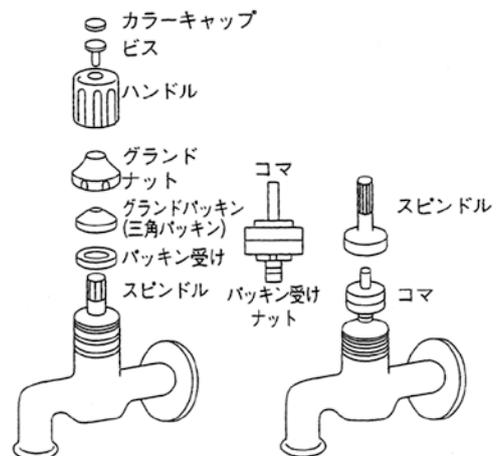


リモコンが点灯していないか、エラーナンバーが出ている場合には、給湯器本体の電源プラグを抜き差ししてみてください。

6. 蛇口から水が漏れる。

◆水栓のパッキン劣化が考えられます。

1. 水道元栓を締める。
(自室の元栓かどうか確認する。)
2. カラーキャップ・ビス・ハンドル
グランドナットの順に外す。
3. スピンドルを外し、コマを交換する。
4. 逆の順序で閉め直し完了。

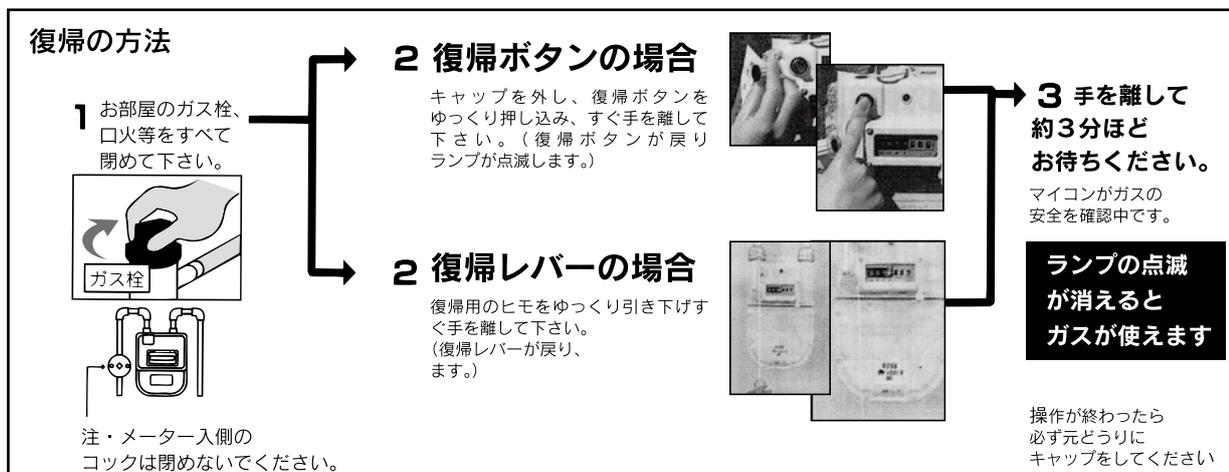


7. ガスが止まったら。

◆ガスメーターに組み込まれたマイコンメーターが作動し、ガスを遮断している可能性があります。原因は、地震、ガス圧の低下、ガス器具の消し忘れ、ガス漏れなどです。

●復旧は

- ①部屋内のガス栓をすべて閉じる。
- ②ガスメーターについているマイコン用キャップを外し、復帰ボタンを押す。
- ③手を離し、点滅ランプが消灯するのを確認する。⇒復帰完了

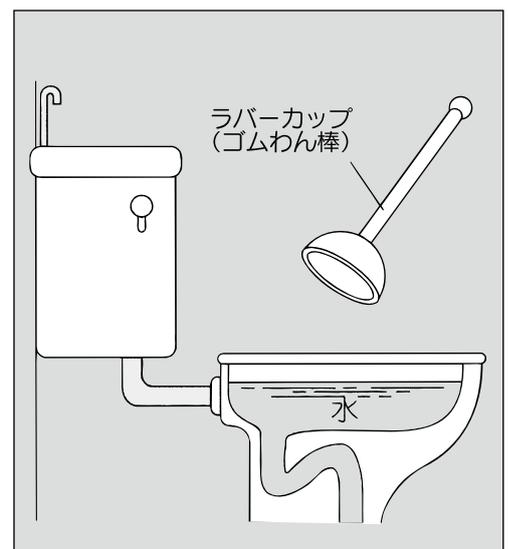


8. 便器の水が流れない。

◆異物による詰まりが考えられます。

- 水を流さずにラバーカップで詰まり物を吸い上げます。
- 異物による詰まりは管理受託者へご連絡ください。

便器の詰まりは、入居者様のご負担になる場合があります。



9. 洗面所から悪臭がする。

◆洗面台扉内の防臭キャップがずれているか、外れている可能性があります。

- 扉を開き、蛇腹管と排水パイプの接続部を確認する。
- 排水パイプの上部にゴム製の消臭キャップがあるので、位置を確認し、ずれていたり、外れていれば元に戻す。

退去手続スケジュール表

お引越についてはいろいろな手続があります。スケジュールをお立てになるときの参考にしてください。

	手続	届出人	期間	届出先	手続に必要なもの
1ヶ月前	退去届 	原則として本人	退去1ヶ月前	管理会社	●認印 ●退去届
ご退去の6日前	住民移動届 住民転出届 	原則として本人	転出予定日までに届け出る	各市区町村役場	●役所にある所定の届出用紙 ●届け出人の印鑑 ●国民健康保険証（移転先が同市区町除く）
	印鑑登録 	原則として本人、代理人の場合は委任状が必要	なるべく早く	各市区町村役場	●実印 ●所定届け出用紙「印鑑廃止届出書」
	国民年金の住所変更 	本人	なるべく早く	各市区町村役場	●国民年金手帳 ●印鑑 ●転出証明書
	国民健康保険（資格喪失手続き） 	本人	なるべく早く	各市区町村役場	●国民健康保険証 ●印鑑 ●転出証明書
	福祉関係 乳児医療、児童手当、老人医療など 	本人か親	なるべく早く	各市区町村役場	●印鑑 ●転出証明書
ご退去の5日前	転校届 	本人か親	いつでも（休日を除く）	転入学先の学校長	●現在通学中の学校長の成績証明書、在学証明書 ●転入先の住民票 ●転入先の教育委員会の承諾書
	運転免許証の住所変更 	本人	なるべく早く（更新1ヶ月前なら更新時）	転出先の警察	●住民票（同一管内） ●写真（他県よりの転入） ●運転免許証
	郵便物の転送 	本人	いつでも（休日も除く）	現住所の管轄郵便局	●郵便局所定の移転届
	電話の移転届 	本人	いつでも（休日も除く）	局番なしの116番	●電話局所定の移転届 ●住居を間借りする場合は大家の同意書 ●料金振込銀行変更の場合は、変更届
	水道料金の精算 	本人	退去確認日の夕方	各窓口	●電話連絡可（一部役所では印鑑持参のうえ窓口まで）
	ガスの精算 	本人	移転日が決まったらその前日迄	各窓口	●電話連絡可（一部役所では印鑑持参のうえ窓口まで）
	電気の精算 	本人	退去確認日の夕方	各窓口	●電話連絡可（一部役所では印鑑持参のうえ窓口まで）
当日	退去検査 	本人または同居人			●認印 ●住宅のカギ全部（スペアキーも含む）
お引越	住所転入届 	本人	転入後14日以内	移転先市町村役場	●役所にある所定届出用紙 ●届出人の印鑑 ●国民年金手帳 ●国民健康保険証 ●転出証明書 ●母子健康手帳（就学前のお子様）
	自動車の登録変更 	本人（代理人は委任状必要）	転入後15日以内	移転先管轄陸運事務所	●車庫証明 ●自動車検査証 ●新住民票 ●実印 ●車

その他…新聞、牛乳、クリーニング店などの連絡はお早めに。

VII. 連絡先一覧表 (尾張版)

市区町村機関 (水道局)

★名簿順は50音順(名古屋市内・その他)

業務所等	電話番号	市外管轄区域
熱田	(052) 682-1267	
北	(052) 981-2556	
昭和	(052) 852-9501	
千種	(052) 722-8750	
天白	(052) 802-7361	
中	(052) 322-7760	
中川	(052) 352-2511	
中村	(052) 483-1411	あま市(菟日寺町)・大治町・清須市
西	(052) 531-5336	北名古屋市
東	(052) 931-4511	
瑞穂	(052) 841-7146	
緑	(052) 621-6161	
港	(052) 661-5226	
南	(052) 811-9261	
名東	(052) 703-1181	
守山	(052) 791-6311	
名古屋市上下水道局 お客様受付センター (全ての水道局の窓口)	(052) 884-5959 (名水ダイヤル)	
	年中無休	受付時間
	平日 土・日/休日	8:00 ~ 19:00 8:00 ~ 17:00

業務所等	電話番号 / 水道企業団名
愛西市 佐屋・立田 →	愛西市 上下水道課 (0567) 26-8111
愛西市 佐織・八開 →	海部南部水道企業団 (0567) 32-3111 (代)
阿久比町 上下水道課	(0569) 48-1111 (代)
海部市 七宝町・美和町 →	あま市上水道課 (052) 441-7119
海部市 菟日寺町 →	名古屋市上下水道局中村事業所 (052) 884-5959 (名水ダイヤル)
一宮市 上下水道お客様センター	(0586) 28-8622
稲沢市 水道お客様窓口	(0587) 21-2181
犬山市 水道お客様センター	(0568) 61-8711
岩倉市 上下水道課	(0587) 38-5815
大口町	丹羽広域事務組合水道部 (0587) 95-3400 (代)
大治町	名古屋市上下水道局中村事業所 (052) 884-5959 (名水ダイヤル)
大府市 水道業務課	(0562) 45-6238
岡崎市 水道局	(0564) 23-6350
尾張旭市 上下水道課	(0561) 76-8168
春日井市 上下水道業務課	(0568) 85-6411 ~ 6415
蟹江町 水道課	(0567) 95-3636

業務所等	電話番号 / 水道企業団名
北名古屋市 久地野地区の一部 →	北名古屋市水道企業団 (0568) 22-1252 名古屋市上下水道局西事業所 (052) 884-5959 (名水ダイヤル)
清須市 西枇杷島町 新川町・清洲町 → 春日町 →	名古屋市上下水道局中村事業所 (052) 884-5959 (名水ダイヤル) 上下水道課 (052) 400-2911 (代)
幸田町 水道課	(0564) 63-5127
江南市 水道課	(0587) 53-3511
小牧市 水道業務課	(0568) 79-1320
瀬戸市 水道課	(0561) 85-1177
武豊町 水道お客様窓口	(0569) 72-1111 (代)
田原市 水道課	(0531) 23-3532
津島市 水道お客様センター	(0567) 24-1111 (代)
東海市 経営課	(052) 603-2211 (代)
東郷町	愛知中部水道企業団 (0561) 38-0030 (代)
常滑市 水道課	(0569) 47-6125
飛島村	海部南部水道企業団 (0567) 32-3111 (代)
豊明市	愛知中部水道企業団 (0561) 37-0141・0151
豊川市 水道業務課	(0533) 93-0153
豊田市 水道局料金課	(0565) 34-6654・6655
豊橋市 上下水道局営業課	(0532) 51-2712
豊山町	北名古屋水道企業団料金課 (0568) 22-1252
長久手市	愛知中部水道企業団 (0561) 38-0030 (代)
西尾市 水道管理課	(0563) 57-1213
日進市	愛知中部水道企業団 (0561) 38-0030 (代)
半田市 水道課お客様センター	(0569) 21-3111 (代)
東浦町 水道業務課	(0562) 83-3111 (代)
扶桑町	丹羽広域事務組合水道部 (0587) 95-3400 (代)
南知多町 水道課	(0569) 65-0711 (代)
美浜町 業務係	(0569) 82-1111 (代)
みよし市	愛知中部水道企業団 (0561) 38-0030 (代)
弥富市	海部南部水道企業団 (0567) 32-3111 (代)

愛知中部水道企業団	(0561) 38-0030 (代)	豊明市・日進市・東郷町・長久手市・三好町
北名古屋水道企業団	(0568) 22-1251 (代)	豊山町・北名古屋市
海部南部水道企業団	(0567) 32-3111 (代)	弥富市・愛西市(旧佐屋町・旧立田村) 飛島村・蟹江町一部
丹羽広域事務組合水道部	(0587) 95-3400 (代)	大口町・扶桑町

電話番号一覧

ガス（都市ガス）

営業所	電話番号	供給区域	営業所	電話番号	供給区域
東邦ガス					
受付時間（平日） 9：00～19：00 お客様センターへ接続 ※ガス漏れなど安全の関する用件は365日24時間受付					
星ヶ丘営業所	(052) 781-6131	千種・昭和・名東・天白	小牧営業所	(0568) 73-1551	小牧市・江南市・犬山市・大口町・扶桑町
北営業所	(052) 902-1111	北・東・守山・豊山町	春日井営業所	(0568) 31-6144	春日井市
日進営業所	(052) 802-1234	東郷町・長久手市・日進市	一宮営業所	(0568) 73-0101	一宮市・岩倉市・稲沢市
中村営業所	(052) 471-1151	中・中川・中村西・港・北名古屋	瀬戸営業所	(0561) 82-6105	瀬戸市・尾張旭市
笠寺営業所	(052) 821-7141	瑞穂・南・熱田・緑・豊明市	岡崎営業所	(0564) 21-2231	岡崎市・豊川市・蒲郡市・幸田町
東海営業所	(0562) 32-2101	大府市・東海市・知多市	豊田営業所	(0565) 32-3070	豊田市・みよし市
半田営業所	(0569) 21-1526	半田市・常滑市・武豊町・阿久比町・東浦町	あま営業所	(052) 442-5732	愛西市・清須市・あま市・津島市・弥富市・大治町・蟹江町・飛島村
刈谷営業所	(0566) 21-1647	刈谷市・高浜市・知立市・碧南市・安城市	西尾サービスセンター	(0563) 53-7400	西尾市
津島ガス			中部ガス		
本社	(0567) 28-1331	津島市（一部東邦ガス）・愛西市	豊橋支店	(0532) 32-5511 FAX 32-1185	豊橋市・蒲郡市・田原市
犬山ガス			豊川ガスショップ	0533-86-3012 FAX 85-6016	豊川市
本社	(0568) 61-0002	犬山市			

ガス（プロパンガス）

JA	供給会社名	電話番号	備考
(株) JA 名古屋サービス	プロパン庫・ガスボンベに明示 JA トービス(株)瀬戸販売所 (0561) 42-6106		
JA 尾張中央	JA 尾張中央 LP ガスサービスセンター	(0568) 28-0393 FAX 28-4900	左記以外はプロパン庫確認要
JA 西春日井	JA 西春日井エナジー	(0568) 22-1621 FAX 23-9735	夜間 (0568) 79-1001
あいち尾東	本店	(0561)42-6106 FAX 42-6107	左記以外はプロパン庫確認要
	南部		
	北部		
JA 愛知北	燃料課ふれあいプラザ	(0587) 92-3434 FAX 92-3436	JA 愛知北管内
JA 愛知西	プロパン庫・ガスボンベに明示		
JA 海部東	JA 海部東 営農センター	(0567) 23-7322	左記以外はプロパン庫確認要
	JA トービス(株) 名古屋営業所	(0568) 23-7732	
あいち知多	大府・常滑	(0562) 35-5252	左記以外はプロパン庫確認要
	東海	(0566) 99-2820	
	半田・美浜	(0569) 87-1488	
JA ひまわり	JA ひまわり 燃料課	(0533) 89-5558 FAX 85-0099	24時間対応 左記以外はプロパン庫確認要
	中部ガス(株) 豊川ガスショップ	(0533) 86-3012 FAX 85-6016	
JA 西三河	JA 西三河本店 機械燃料課	(0563) 56-3341	西尾市
JA あいち豊田	LPG JA あいち豊田 竹ガス事業所	(0565) 52-1120	高岡町・三好町
	LPG JA あいち豊田 高橋ガス事業所	(0565) 89-4466	上記以外
	(東邦ガス) 桶兼住設(株)	(0565) 32-1420	全域
JA あいち中央	JA あいち 燃料センター	(0566) 73-4413	安城市
	知立刈谷 LP 販売センター	(0566) 81-1364	刈谷市・知立市
	碧南高浜燃料販売所	(0566) 42-5576	碧南市・高浜市
JA あいち三河	JA あいち三河 LP センター	(0564) 47-3595	岡崎市・幸田町
JA 愛知東	JA 愛知東 LP ガスサービスセンター	(0536) 23-3291	新城市
JA 蒲郡	JA 蒲郡 燃料課	(0533) 68-6655	蒲郡市
JA 愛知みなみ	JA 愛知みなみ燃料センター	(0531) 22-4467	田原市
JA 豊橋 JA 豊橋（東田）	JA 豊橋経済部生活燃料課	(0532) 25-3556 FAX 25-4738	左記以外はプロパン庫確認要
	中部ガス(株)	(0532) 32-5511	

電話番号一覧

電気（中部電力）

問合せ内容	連絡先電話番号	問合せ内容	連絡先電話番号
契約の開始・廃止	0120-921-691	名義変更・アンペア変更	0120-921-693
停電・電線垂れ下がり 等	0120-985-232	利用料金	0570-048-155(ナビダイヤル)
その他の内容	0120-921-697	休日・緊急対応	0120-921-697

★注意★

- ①連絡先番号は問合せ内容により設定（中部電力全ての管内同一）
 ②中部電力への申出は電気の契約が中部電力のみ受付可能（例）東邦ガス・携帯会社・インターネット会社 等は その契約先へ連絡する

市区町村機関（役所）

★名簿順は50音順（名古屋市内・その他）

市区町村機関	電話番号
熱田	(052) 681-1431
北	(052) 911-3131
	楠支所 (052) 901-2261
昭和	(052) 731-1511
千種	(052) 762-3111
天白	(052) 803-1111
中	(052) 241-3601
中川	(052) 362-1111
	富田支所 (052) 301-8141
中村	(052) 451-1241
西	(052) 521-5311
	山田支所 (052) 501-1311
東	(052) 935-2271
瑞穂	(052) 841-1521
緑	(052) 621-2111
港	(052) 651-3251
	南陽支所 (052) 301-8118
南	(052) 811-5161
名東	(052) 773-1111
守山	(052) 793-3434
	志段味支所 (052) 736-2000
名古屋市役所	(052)961-1111
名古屋おしえてダイヤル (市政問合わせ)	(052) 953-7584

市区町村機関	電話番号
愛西市役所	(0567) 26-8111
阿久比町役場	(0569) 48-1111
あま市役所	(052) 444-1001
安城市役所	(0566) 76-1111
一宮市役所	(0586)28-8100
稲沢市役所	(0587) 32-1111
犬山市役所	(0568) 61-1800
岩倉市役所	(0587) 66-1111
大口町役場	(0587) 95-1111
大治町役場	(052) 444-2711
大府市役所	(0562) 47-2111
岡崎市役所	(0564) 23-6000
尾張旭市役所	(0561) 53-2111
春日井市役所	(0568) 81-5111
蟹江町役場	(0567) 95-1111
蒲郡市役所	(0533) 66-1111
刈谷市役所	(0566) 23-1111
北名古屋市役所	(0568) 22-1111
清須市役所	(052) 400-2911
幸田町役場	(0564) 62-1111
江南市役所	(0587) 54-1111
小牧市役所	(0568) 72-2101
設楽町役場	(0536) 62-0511
新城市役所	(0536) 23-1111
瀬戸市役所	(0561) 82-7111
高浜市役所	(0566) 52-1111

市区町村機関	電話番号
武豊町役場	(0569) 72-1111
田原市役所	(0531) 22-1111
知多市役所	(0562) 33-3151
知立市役所	(0566) 83-1111
津島市役所	(0567) 24-1111
東栄町役場	(0536) 76-0501
東海市役所	(052) 603-2211
東郷町役場	(0561) 38-3111
常滑市役所	(0569) 35-5111
飛島村役場	(0567) 52-1231
豊明市役所	(0562) 92-1111
豊川市役所	(0533) 89-2111
豊田市役所	(0565) 31-1212
豊根村役場	(0536) 85-1311
豊橋市役所	(0532) 51-2111
豊山町役場	(0568) 28-0001
長久手市役所	(0561) 63-1111
西尾市役所	(0563) 56-2111
日進市役所	(0561) 73-7111
半田市役所	(0569) 21-3111
東浦町役場	(0562) 83-3111
扶桑町役場	(0587) 93-1111
碧南市役所	(0566) 41-3311
南知多町役場	(0569) 65-0711
美浜町役場	(0569) 82-1111
みよし市役所	(0561) 32-2111
弥富市役所	(0567) 65-1111

電話番号一覽

警察署 ★名簿順は50音順(名古屋市内・その他)

警察署	電話番号
熱田	(052) 671-0110
北	(052) 981-0110
昭和	(052) 852-0110
千種	(052) 753-0110
天白	(052) 802-0110
中	(052) 241-0110
中川	(052) 354-0110
中村	(052) 452-0110
西	(052) 531-0110
東	(052) 936-0110
瑞穂	(052) 842-0110
緑	(052) 621-0110
港	(052) 661-0110
南	(052) 822-0110
名東	(052) 778-0110
名古屋水上	(052) 653-0110
守山(尾張旭市含む)	(052) 798-0110

消防署 ★名簿順は50音順(名古屋市内・その他)

消防署名	電話番号
名古屋市消防局	(052) 972-3504
熱田消防署	(052) 671-0119
北消防署	(052) 981-0119
昭和消防署	(052) 841-0119
千種消防署	(052) 764-0119
天白消防署	(052) 801-0119
中消防署	(052) 231-0119
中川消防署	(052) 363-0119
中村消防署	(052) 481-0119
西消防署	(052) 521-0119
東消防署	(052) 935-0119
瑞穂消防署	(052) 852-0119
緑消防署	(052) 896-0119
港消防署	(052) 661-0119
南消防署	(052) 825-0119
名東消防署	(052) 703-0119
守山消防署	(052) 791-0119

警察署	電話番号	管轄区域
愛知	(0561) 39-0110	日進市・東郷町・長久手市・豊明市
足助	(0565) 62-0110	豊田市(足助町・下山町・旭町・稲武町)
安城	(0566) 76-0110	安城市・知立市
一宮	(0586) 24-0110	一宮市
稲沢	(0587) 32-0110	稲沢市
犬山	(0568) 61-0110	犬山市・扶桑町
岡崎	(0564) 58-0110	岡崎市・幸田町
春日井	(0568) 56-0110	春日井市
蟹江	(0567) 95-0110	弥富市・蟹江町・飛島村
蒲郡	(0533) 68-0110	蒲郡市
刈谷	(0566) 22-0110	刈谷市・知立市
江南	(0587) 56-0110	江南市・岩倉市・大口町
小牧	(0568) 72-0110	小牧市
設楽	(0536) 62-0110	設楽町・東栄町・豊根村
新城	(0536) 22-0110	新城市
瀬戸	(0561) 82-0110	瀬戸市
田原	(0531) 23-0110	田原市
知多	(0562) 36-0110	知多市
中部空港	(0569) 38-0110	常滑市セントレア
津島	(0567) 24-0110	津島市・愛西市・あま市・大治町
東海	(0562) 33-0110	東海市・大府市
常滑	(0569) 35-0110	常滑市(除く中部空港警察管内)
豊川	(0533) 89-0110	豊川市
豊田	(0565) 35-0110	豊田市(除く足助警察署管内)・みよし市
豊橋	(0532) 54-0110	豊橋市
西尾	(0563) 57-0110	西尾市・一色町・吉良町・幡豆町
西枇杷島	(052) 501-0110	清須市・北名古屋市・豊山町
半田	(0569) 21-0110	半田市・美浜町・南知多町・阿久比町・武豊町・東浦町
碧南	(0566) 46-0110	碧南市・高浜市

消防署名	電話番号	管轄地域
愛西市消防本部	(0567) 26-1100	愛西市
海部東部消防組合	(052) 442-0119	あま市・大治町
海部南部消防組合消防本部	(0567) 52-0119	弥富市・飛島村
一宮市消防本部	(0586) 72-1191	一宮市
稲沢市消防本部	(0587) 22-0119	稲沢市
犬山市消防本部	(0568) 65-0119	犬山市
岩倉市消防本部	(0587) 37-5333	岩倉市
大府市消防本部	(0562) 47-0119	大府市
岡崎市消防本部	(0564) 21-5151	岡崎市
尾張旭消防本部	(0561) 51-0827	尾張旭市
春日井市消防本部	(0568) 82-0119	春日井市
蟹江町消防本部	(0567) 95-5121	蟹江町
衣浦東部広域連合消防局	(0566) 63-0119	刈谷市・知立市・安城市・碧南市・高浜市
蒲郡市消防本部	(0533) 68-5119	蒲郡市
幸田町消防本部	(0564) 62-3822	幸田町
江南市消防本部	(0587) 55-2258	江南市
小牧市消防本部	(0568) 73-5611	小牧市
新城市消防本部	(05362) 2-1119	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
瀬戸市消防本部	(0561) 85-0119	瀬戸市
田原市消防本部	(05312) 3-1231	田原市
知多市消防本部	(0562) 56-0119	知多市
知多中部広域消防本部	(0569) 21-0119	半田市・阿久比町・武豊町・東浦町
知多南部消防組合消防本部	(0569) 64-0119	美浜町・南知多町
津島市消防本部	(0567) 23-0119	津島市
東海市消防本部	(0562) 36-0119	東海市
常滑市消防本部	(0569) 35-0119	常滑市
豊明市消防本部	(0562) 92-0119	豊明市
豊川市消防本部	(0533) 89-0119	豊川市
豊田市消防本部	(0565) 35-9700	豊田市
豊橋市消防本部	(0532) 51-3107	豊橋市
長久手市消防本部	(0561) 62-0119	長久手市
西尾市消防本部	(0563) 56-2110	西尾市
西春日井広域事務組合消防本部	(0568) 22-2511	清須市・北名古屋市・豊山町
丹羽広域事務組合消防本部	(0587) 95-5151	大口町・扶桑町
幡豆郡消防組合消防本部	(0563) 72-2110	一色町・幡豆町・吉良町
尾三消防本部	(05613) 8-0119	日進市・東郷町・みよし市

電話番号一覧

ケーブルテレビ

ケーブル会社名	問い合わせ	供給区域
スターキャット・ケーブルネットワーク㈱	0120-181-374	名古屋市（守山区・緑区除く）豊山町・岩倉市 清須市（旧西枇杷島町）春日・北名古屋市・江南市
中部ケーブルネットワーク㈱（東名局）	0120-441-061	緑区・豊明市・日進市・東郷町
中部ケーブルネットワーク㈱（春日井局）		小牧市・犬山市・扶桑町・大口町・春日井市
中部ケーブルネットワーク㈱（豊川局）		豊川市
グリーンシティーケーブルテレビ㈱	0120-150-676	守山区・瀬戸市・尾張旭市
ひまわりネットワーク㈱	0120-210-114 （総合案内用） 0120-921-006 （サポートセンター時間外緊急対応）	長久手市・豊田市・みよし市
知多半島ケーブルネットワーク㈱	0120-344-868	常滑市・武豊町（石川・中蓮・豊成 除く）美浜町・南知多町
知多メディアスネットワーク㈱	0120-237-707	大府市・知多市・東海市・東浦町
CATV 愛知㈱（CAC ㈱）	(0569) 21-0070	半田市・武豊町（石川・中蓮・豊成 のみ）阿久比町
㈱アイ・シー・シー	0120-993-138	一宮市
㈱キャッチネットワーク	0120-239-391	西尾市・安城市・刈谷市・知立市・碧南市・高浜市・幡豆町・一色町・吉良町
西尾張シーエーティーヴィ㈱ （クローバー TV）	0120-240-968 （地域限定ダイヤル） (0567) 25-8561 供給地域外から	あま市・大治町・清須市（旧枇杷島町・春日除く）愛西市・稲沢市・津島市・弥富市・蟹江町
稲沢シーエーティーヴィ㈱	0120-303-399	稲沢市（旧稲沢市）
ミクスネットワーク㈱	0120-345-739	岡崎市
三河湾ネットワーク㈱	0120-794-934	蒲郡市・幸田町
豊橋ケーブルネットワーク㈱	0120-816-142	豊橋市・田原市

電話番号一覽

市区町村機関 (環境事業所)

★名簿順は50音順(名古屋市内・その他)

清掃・環境	電話番号
名古屋市役所	(052) 961-1111
熱田環境事業所	(052) 671-2200
北環境事業所	(052) 981-0421
昭和環境事業所	(052) 871-0504
千種環境事業所	(052) 771-0424
天白環境事業所	(052) 833-4031
中環境事業所	(052) 251-1735
中川環境事業所	(052) 361-7638
中村環境事業所	(052) 481-5391

清掃・環境	電話番号
西環境事業所	(052) 522-4126
東環境事業所	(052) 723-5311
瑞穂環境事業所	(052) 882-5300
緑環境事業所	(052) 891-0976
港環境事業所	(052) 382-3575
南環境事業所	(052) 614-6220
名東環境事業所	(052) 773-3214
守山環境事業所	(052) 798-3771
粗大ゴミ受付センター	0120-758-530

※名古屋環境事業所 業務時間：8:00～16:45 休業日：土曜・日曜・12/31～1/3

清掃・環境	電話番号
愛西市環境課	(0567) 55-7114
阿久比町環境係	(0569) 48-1111(代)
あま市環境衛生課	(052) 444-3132
安城市環境対策課	(0566) 92-0178
一宮市清掃対策課	(0586) 45-7004
稲沢市資源対策課	(0587) 36-0135
犬山市環境課	(0568) 44-0344
岩倉市環境保全課	(0587) 38-5808
大口町環境経済課	(0587) 95-1111(代)
大治町産業環境課	(052) 444-2711
大府市環境課	(0562) 45-6223
岡崎市ごみ対策課	(0564) 22-1153
尾張旭市環境課	(0561) 76-8134
春日井市ごみ減量推進課	(0568) 85-6223
蟹江町環境課	(0567) 95-1111(代)
蒲郡市環境清掃課	(0533) 57-4100
刈谷市ごみ減量推進課	(0566) 21-1705
北名古屋市環境課	(0568) 22-1111(代)
清須市生活環境課	(052) 400-2911(代)
幸田町役場環境課	(0564) 62-1111(代)
江南市環境課	(0587) 54-1111(代)
小牧市ごみ政策課	(0568) 76-1187
設楽町生活と管理課	(0536) 62-0511(代)
新城市生活環境課	(0536) 23-1111(代)
瀬戸市環境課	(0561) 88-2674

清掃・環境	電話番号
高浜市役所市民生活G	(0566) 52-1111(代)
武豊町環境課	(0569) 72-1111(代)
田原市環境政策課	(0531) 22-1111(代)
知多市ごみ対策課	(0562) 32-5300
知立市環境課	(0566) 83-1111(代)
津島市生活環境課	(0567) 24-1111(代)
東栄町住民福祉課	(0536) 76-0503
東海市清掃対策	(052) 601-2053
東郷町環境課	(0561) 38-3111(代)
常滑市生活環境課	(0569) 35-5111(代)
飛島村保健環境課	(0567) 52-1001
豊明市環境課	(0562) 92-1113
豊川市清掃事業課	(0533) 89-2166
豊田市清掃業務課	(0565) 71-3003
豊橋市環境政策課	(0532) 61-4136
豊山町環境保全係	(0568) 28-0916
長久手市環境課	(0561) 56-0612
西尾市ごみ減量課	(0563) 34-8113
日進市ごみ減量推進課	(0561) 73-2883
半田市グリーン対策	(0569) 23-3567
東浦町環境課	(0562) 83-3111(代)
扶桑町環境課	(0587) 93-1111(代)
碧南市生活環境課	(0566) 41-3311(代)
南知多町環境課	(0569) 65-0711(代)
美浜町衛生係	(0569) 82-1111
みよし市環境課	(0561) 32-8018
弥富市環境課	(0567) 65-1111(代)